

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税関係

(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

(2) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合において、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

2 軽油引取税関係

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。